

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	特定都市再生緊急整備地域（仮称）に係る課税の特例措置の創設				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>国際的機能など高度な都市機能を備え、国際競争力の強化など我が国全体の経済成長に貢献することが期待される地域として新たに設定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において、国土交通大臣の認定を受けて事業を実施する事業者に対する以下の特例措置を創設する。</p> <p>当該事業により整備された建築物について、5 年間 5 割増償却</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 § 14 の 2、令 § 7 の 2、規則 § 6 の 2</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1220 902"> <tr> <td data-bbox="874 808 1220 902">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 808 1489 902">▲356 百万円 （ _____ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲356 百万円 （ _____ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲356 百万円 （ _____ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東京をはじめとする我が国の大都市において、オフィス機能の単なる拡大でなく、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点的形成するとともに、国の主導により、大都市圏に関する戦略を明確にし、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに 65 地域、6,612ha が指定されており、同地域における認定民間都市再生事業（平成 22 年 4 月 1 日現在、35 件を認定済み）を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジアの他の主要な国際都市と比較した場合に「交通・アクセス」「文化・交流」「居住」等の面が「弱み」とされている上に、5～10 年後には高い経済成長等を背景に上海や仁川等が台頭し、東京でさえその地位が大きく後退する可能性も指摘されている。</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられており、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等のための法案を早期に提出し、2011 年度以降、その立上げ支援を行うこととされている。加えて、大都市のインフラ整備のマスタープランとなる「大都市圏戦略基本法（仮称）」を早期に提出し、2011 年度以降、「大都市圏戦略基本法（仮称）」を施行することとされている。</p> <p>また、「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日）においても、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の前倒し延長・拡充するとともに、各種の規制緩和や税制措置、金融措置を総合的に講じる地域を新たに設定し、大都市の再生や成長を一層促すことや、国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法（仮称）」を制定し、国が国家戦略として大都市圏戦略を策定することが、優先的に実施すべき事項として掲げられている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p>				



	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置の創設により、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）における優良な都市開発事業を推進するとともに国際競争力強化等に資する中核的大都市圏機能の新規立地を促進することができ、ひいては国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成することができるとともに、我が国経済の活性化を図ることができる。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税【すべて予定】
	予算上の措置等の要求内容及び金額	① 民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【平成23年度要求額（政府保証債及び政府保証借入れ）：630億円の内数】 ② ①の金融支援を実施するための引当金 【平成23年度予算要求額：50億円（630億円全体に対する引当金）】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	認定事業者に対して上記の予算上の措置による金融支援と本要望による税制特例を一体的に講じ、民間の資金とノウハウを戦略的・重点的に振り向けることにより、我が国の大都市における国際競争力強化等を強力に推進する。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置と併せて金融支援を行うことを予定しているが、当該金融支援は事業の立ち上げ支援を行うものであり、一方、本特例措置は不動産の取得に係るコストを軽減するとともに、建築物の竣工後の事業に係る初期コストを軽減し、投下資本の早期回収を可能にすることで事業の採算性を高めるものである。これらの支援措置は、ともに当該事業の成立に必要なものであるが、上記のとおり、明確な役割分担がなされている。</li> <li>・本特例措置は、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）の地域内における、優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、大都市の国際競争力強化等の政策目的の達成のための手段としての確かつ必要最小限の措置である。</li> </ul>
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規	

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	特定都市再生緊急整備地域（仮称）に係る課税の特例措置の創設				
税 目	法人税				
要 望 の 内 容	<p>国際的機能など高度な都市機能を備え、国際競争力の強化など我が国全体の経済成長に貢献することが期待される地域として新たに設定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において、国土交通大臣の認定を受けて事業を実施する事業者に対する以下の特例措置を創設する。</p> <p>当該事業により整備された建築物について、5 年間 5 割増償却</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 § 47 の 2、令 § 29 の 5、規則 § 20 の 21 （連結法人：法 § 68 の 35、令 § 39 の 64、規則 § 22 の 42）</p> <table border="1" data-bbox="874 813 1489 898"> <tr> <td data-bbox="874 813 1222 898">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 813 1489 898">▲1,065 百万円 （ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,065 百万円 （ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,065 百万円 （ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東京をはじめとする我が国の大都市において、オフィス機能の単なる拡大でなく、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成するとともに、国の主導により、大都市圏に関する戦略を明確にし、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに 65 地域、6,612ha が指定されており、同地域における認定民間都市再生事業（平成 22 年 4 月 1 日現在、35 件を認定済み）を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジアの他の主要な国際都市と比較した場合に「交通・アクセス」「文化・交流」「居住」等の面が「弱み」とされている上に、5～10 年後には高い経済成長等を背景に上海や仁川等が台頭し、東京でさえその地位が大きく後退する可能性も指摘されている。</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられており、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等のための法案を早期に提出し、2011 年度以降、その立上げ支援を行うこととされている。加えて、大都市のインフラ整備のマスタープランとなる「大都市圏戦略基本法（仮称）」を早期に提出し、2011 年度以降、「大都市圏戦略基本法（仮称）」を施行することとされている。</p> <p>また、「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日）においても、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の前倒し延長・拡充するとともに、各種の規制緩和や税制措置、金融措置を総合的に講じる地域を新たに設定し、大都市の再生や成長を一層促すことや、国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法（仮称）」を制定し、国が国家戦略として大都市圏戦略を策定することが、優先的に実施すべき事項として掲げられている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p>				



	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置の創設により、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）における優良な都市開発事業を推進するとともに国際競争力強化等に資する中核的大都市圏機能の新規立地を促進することができ、ひいては国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成することができるとともに、我が国経済の活性化を図ることができる。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税【すべて予定】
	予算上の措置等の要求内容及び金額	③ 民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【平成23年度要求額（政府保証債及び政府保証借入れ）：630億円の内数】 ④ ①の金融支援を実施するための引当金 【平成23年度予算要求額：50億円（630億円全体に対する引当金）】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	認定事業者に対して上記の予算上の措置による金融支援と本要望による税制特例を一体的に講じ、民間の資金とノウハウを戦略的・重点的に振り向けることにより、我が国の大都市における国際競争力強化等を強力に推進する。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置と併せて金融支援を行うことを予定しているが、当該金融支援は事業の立ち上げ支援を行うものであり、一方、本特例措置は不動産の取得に係るコストを軽減するとともに、建築物の竣工後の事業に係る初期コストを軽減し、投下資本の早期回収を可能にすることで事業の採算性を高めるものである。これらの支援措置は、ともに当該事業の成立に必要なものであるが、上記のとおり、明確な役割分担がなされている。</li> <li>・本特例措置は、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）の地域内における、優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、大都市の国際競争力強化等の政策目的の達成のための手段としての確かつ必要最小限の措置である。</li> </ul>
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	新規	



平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	特定都市再生緊急整備地域（仮称）に係る課税の特例措置の創設				
税 目	登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>国際的機能など高度な都市機能を備え、国際競争力の強化など我が国全体の経済成長に貢献することが期待される地域として新たに設定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）において、国土交通大臣の認定を受けて事業を実施する事業者に対する以下の特例措置を創設する。</p> <p>当該事業により整備された建築物に係る所有権の保存登記の税率を、1.5/1000 とする。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 § 83、令 § 43 の 3、規則 § 31 の 4</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 904"> <tr> <td data-bbox="874 808 1219 904">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 808 1489 904">▲56 百万円 （ _____ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲56 百万円 （ _____ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲56 百万円 （ _____ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東京をはじめとする我が国の大都市において、オフィス機能の単なる拡大でなく、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成するとともに、国の主導により、大都市圏に関する戦略を明確にし、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域は、現在までに 65 地域、6,612ha が指定されており、同地域における認定民間都市再生事業（平成 22 年 4 月 1 日現在、35 件を認定済み）を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジアの他の主要な国際都市と比較した場合に「交通・アクセス」「文化・交流」「居住」等の面が「弱み」とされている上に、5～10 年後には高い経済成長等を背景に上海や仁川等が台頭し、東京でさえその地位が大きく後退する可能性も指摘されている。</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、投資効果の高い大都市圏における魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指すことが基本方針として掲げられており、民間都市開発プロジェクトに係る規制緩和・金融措置等のための法案を早期に提出し、2011 年度以降、その立上げ支援を行うこととされている。加えて、大都市のインフラ整備のマスタープランとなる「大都市圏戦略基本法（仮称）」を早期に提出し、2011 年度以降、「大都市圏戦略基本法（仮称）」を施行することとされている。</p> <p>また、「国土交通省成長戦略」（平成22年5月17日）においても、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の前倒し延長・拡充するとともに、各種の規制緩和や税制措置、金融措置を総合的に講じる地域を新たに設定し、大都市の再生や成長を一層促すことや、国家戦略的観点から「大都市圏戦略基本法（仮称）」を制定し、国が国家戦略として大都市圏戦略を策定することが、優先的に実施すべき事項として掲げられている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進          施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標：10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備          施策目標：40 総合的な国土形成を推進する</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>新たに設定する特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市再生事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点的形成するとともに、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>→ 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業による経済波及効果          目標値：平成24年度 6.8兆円</p> <p>→ 都市機能更新率（建築物更新関係）          目標値：平成25年度 41.0%</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>新たに設定する特定都市再生緊急整備地域において、国際競争力強化等に資する優良な民間都市再生事業を推進し、国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成するとともに、我が国経済の活性化を図る。</p> <p>→ 都市再生特別措置法に基づき、国の認定を受けた民間都市開発事業による経済波及効果          目標値：平成24年度 6.8兆円</p> <p>→ 都市機能更新率（建築物更新関係）          目標値：平成24年度 40.2%</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>民間都市再生事業計画は、平成22年4月現在35件が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られており、都市機能更新率は平成21年度までに37.7%となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後は、本特例措置を通じて、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）の地域内における優良な民間都市開発事業を推進するとともに国際競争力強化等に資する中核的大都市圏機能の新規立地が促進されることで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有効性</p>	要望の措置の適用見込み	<p>(適用件数)          平成23年度 3件                      平成24年度 3件</p>	
		<p>(減収額)          平成23年度 56百万円      平成24年度 56百万円</p>	
		<p>(適用事業者の範囲)          割増償却：民間都市開発事業を施行する者</p>	

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置の創設により、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）における優良な都市開発事業を推進するとともに国際競争力強化等に資する中核的大都市圏機能の新規立地を促進することができ、ひいては国際的機能など多様な機能が備わった魅力が高く世界に発信可能な都市拠点を形成することができるとともに、我が国経済の活性化を図ることができる。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税【すべて予定】
	予算上の措置等の要求内容及び金額	⑤ 民間都市開発プロジェクトに対する金融支援 【平成 23 年度要求額（政府保証債及び政府保証借入れ）：630 億円の内数】 ⑥ ①の金融支援を実施するための引当金 【平成 23 年度予算要求額：50 億円（630 億円全体に対する引当金）】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	認定事業者に対して上記の予算上の措置による金融支援と本要望による税制特例を一体的に講じ、民間の資金とノウハウを戦略的・重点的に振り向けることにより、我が国の大都市における国際競争力強化等を強力に推進する。
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置と併せて金融支援を行うことを予定しているが、当該金融支援は事業の立ち上げ支援を行うものであり、一方、本特例措置は不動産の取得に係るコストを軽減するとともに、建築物の竣工後の事業に係る初期コストを軽減し、投下資本の早期回収を可能にすることで事業の採算性を高めるものである。これらの支援措置は、ともに当該事業の成立に必要なものであるが、上記のとおり、明確な役割分担がなされている。</li> <li>・本特例措置は、国として戦略的に指定する特定都市再生緊急整備地域（仮称）の地域内における、優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、大都市の国際競争力強化等の政策目的の達成のための手段としての確かつ必要最小限の措置である。</li> </ul>
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	新規	